

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（森林環境税（仮称））		
要望項目名	森林吸収源対策の財源確保に係る税制上の措置		
要望内容（概要）	平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、市町村が主体となって実施する条件不利地域の森林の整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）を創設する。		
関係条文	〔 — 〕		
減収見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] 精査中 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成27年12月の「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020年以降の国際的な温暖化対策についての法的枠組みである「パリ協定」が採択された。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として世界の平均気温の上昇を工業化以前と比べて2℃より十分低く保つことや、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するよう、早期の削減を目指すこと等が明記された。</p> <p>さらに、「パリ協定」及び平成27年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」が、平成28年5月に閣議決定された。同計画では、我が国の地球温暖化対策の目標として、2030年度に26.0%減（2013年度比）の水準、2020年度は3.8%減（2005年度比）以上の水準にすることとされている。森林吸収源については、2030年度に2.0%、2020年度に2.7%以上の確保を目標ととしている。</p> <p>このため、森林整備等（間伐、主伐後の確実な再造林、木材利用の拡大等）の森林吸収源対策を今後とも着実に推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 地球温暖化対策計画における森林吸収源対策の位置づけ 地球温暖化対策計画においては、森林吸収量の目標の（2030年度に2.0%、2020年度に2.7%以上の確保）が設定され、そのために必要な事業量（例えば、2013年から2020年までに毎年52万haの間伐等の森林整備が必要など）についても記されている。</p> <p>② 森林吸収源対策に必要な財源 (ア) 財源の現状 森林吸収量目標を達成するためには、森林整備等の森林吸収源対策を着実に実施していく必要があるが、そのために必要な事業費の全てが確保できておらず、安定的な財源の確保が課題となっている。</p> <p>(イ) 党及び政府のこれまでの動き 平成26年度与党税制改正大綱を受け、(自)政務調査会に「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討プロジェクトチーム」(PT)が設置され、PTにおいて議論が継続されて</p>		
		ページ	1 — 1

きており、毎年のPTとりまとめの内容が与党税制改正大綱に反映されてきているところ。昨年12月のPTとりまとめが反映された平成29年度与党税制改正大綱において、「公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。(中略)このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」と明記された。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太方針)において、平成29年度与党税制改正大綱の内容が盛り込まれ、閣議決定されたところ。

以上から、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林吸収源対策等に関する安定財源確保の新たな仕組みとして、森林環境税(仮称)を創設することが必要である。

本要望に
対応する
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減。（「第4次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）） 我が国の地球温暖化対策の長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減。中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に26.0%減（2013年度比）の水準。また、2020年度については3.8%減（2005年度比）以上の水準。森林吸収源については、2030年度に2.0%、2020年度に2.7%以上の確保を目標。（「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）） 2013年から2020年までの8年間において、国際的に認められた森林経営による吸収量の算入上限値である年平均3.5%（1990年度比）の森林吸収量（2020年度における森林吸収量としては2.7%以上（2005年度比））の確保のため、年平均52万haの間伐等の森林吸収源対策を実施。（「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）、「森林整備保全事業計画」（平成26年5月30日閣議決定）、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく「基本指針」（平成25年6月24日農林水産省告示））
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置として要望する。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により安定的な財源を確保することで、我が国の温室効果ガス削減目標の達成のための、所要の森林吸収量（2020年度に2.7%以上（2005年度比）、2030年度に2.0%（2013年度比））の確保及び将来にわたる森林吸収源対策の着実な推進が可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。</p> <p>さらに、適切な森林整備や木材利用を通じて、森林によるCO2吸収量の確保、木材利用による炭素の貯蔵・化石燃料の代替等が図られ、低炭素社会の実現等に大きく貢献する。</p> <p>このため、森林吸収源対策の着実な推進に必要な安定財源を確保するための税制措置を講ずることは妥当である。</p>
ページ	1 — 3	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>森林吸収源対策の推進に必要な財源確保の観点から、平成 17 年度税制改正要望以降、森林吸収源対策に活用できる環境税や地球温暖化対策税について要望してきたところである。</p> <p>平成 29 年度与党税制改正大綱（平成 28 年 12 月 8 日自由民主党・公明党）において、「公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。（中略）このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。」とされたところである。</p>
ページ	1 — 4